

## 大船渡市林地再生対策協議会及び連絡会議設置要領

### (目的)

第1 令和7年2月に大船渡市内で発生した大規模林野火災の状況把握及び林野火災被害地の林地再生に向けた取組について協議するため、大船渡市林地再生対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 林野火災による被害状況の取りまとめに関すること。
- (2) 林野火災被害地の林地再生に関すること。

### (組織)

第3 協議会は、別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 協議会は、必要に応じて別表1に掲げる者以外の者の出席を求め、説明または意見を述べさせることができる。
- 3 協議会は、大船渡市農林水産部長が会長となる。

### (会議)

第4 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

### (連絡会議の設置、所掌事項、組織及び会議)

第5 協議会の中に、協議に必要な情報を収集するため、大船渡市林地再生対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

- 2 連絡会議は、次に掲げる事項について所掌する。
  - (1) 林野火災の状況の調査に関すること。
  - (2) 林野火災被害地の森林所有者の特定及び復旧の意向把握等に関すること。
  - (3) 林地再生対策に必要な事項に関すること。
- 3 連絡会議は、別表2に掲げるものをもって組織する。
- 4 連絡会議は、必要に応じて別表2に掲げる者以外の者の出席を求め説明または意見を述べさせることができる。
- 5 連絡会議は、必要に応じて大船渡市農林水産部農林課長が招集し、会議の議長となる。

### (庶務)

第6 協議会及び連絡会議の事務局を大船渡市農林水産部農林課に置く。

### (その他)

第7 この要領に定めるもののほか、協議会及び連絡会議の運営に関し必要な事項は大船渡市農林水産部長が定める。

### 附則

この要領は、令和7年4月30日から施行する。

別表 1

組 織	協議会構成員
大船渡市農林水産部	農林水産部長
岩手県農林水産部森林整備課	総括課長
岩手県農林水産部森林保全課	総括課長
岩手県沿岸広域振興局農林部	大船渡農林振興センター所長
農林水産省林野庁東北森林管理局 三陸中部森林管理署	三陸中部森林管理署長
岩手県森林組合連合会	専務付参与
気仙地方森林組合	代表理事組合長

オブザーバー

組 織	協議会構成員
農林水産省林野庁整備課	課長補佐
環境省東北地方環境事務所 三陸復興国立公園管理事務所 大船渡管理官事務所	国立公園管理官
国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター東北北海道整備局	上席企画役

別表 2

組 織	連絡会議構成員
大船渡市農林水産部農林課	農林課長、同課職員
岩手県農林水産部森林整備課	整備課長、同課職員
岩手県農林水産部森林保全課	保全・治山林道担当課長、同課職員
岩手県沿岸広域振興局農林部 大船渡農林振興センター	林業振興課長、同課職員 森林保全課長、同課職員
農林水産省林野庁東北森林管理局 三陸中部森林管理署	同署職員
岩手県森林組合連合会	連合会職員
気仙地方森林組合	参事、大船渡支所長、同所職員